

メンテナンスパスポートのご利用にあたって

1. メンテナンスパスポートの対象

国産乗用車(排気量3500CC以下)・国産貨物車(排気量3500CC以下・車両総重量4.0t以下)・軽自動車対象となります。但し、一部対応できない車種もございます。

2. メンテナンスパスポートの有効期間

会員証に明記されているメンテナンスパスポートの有効期間内とさせていただきます。

有効期間は 60ヶ月…登録日より60ヶ月後の車検満了まで
54ヶ月…登録日より54ヶ月後の安心・安全点検まで
48ヶ月…登録日より48ヶ月後の車検満了まで
36ヶ月…登録日より36ヶ月後の車検満了まで
30ヶ月…登録日より30ヶ月後の安心・安全点検まで
42ヶ月…入会日より42ヶ月後の安心・安全点検まで
24ヶ月…入会日より24ヶ月後の車検まで
(車検から始まる場合、次回車検の6ヶ月前の安心・安全点検まで)
12ヶ月…入会日より12ヶ月後の車検まで
(車検から始まる場合、次回の6ヶ月法定点検まで)

3. メンテナンスパスポートの適用範囲

- メンテナンスパスポートの内容はスケジュールに記載の点検と、結果に応じて必要な整備をお客様にご確認のうえ実施いたします。
- メンテナンスパスポートは年間1万キロの走行を前提に設定されております。年間1万キロ以上お乗りになる場合、追加整備(オイル交換等)が必要となる場合がございます。その際の追加整備に関しましては別途申し受けます。
- 以下の項目はメンテナンスパスポートに含まない整備とします。
 - トヨタ自動車が認めていない改造などに起因するもの。
 - 自然災害や外的要因に関するもの。
 - 故意、過失による事故やそれに類するもの。
 - タイヤの摩耗や損傷に起因するもの。
 - 錆や塗装の変化など経年変化によるもの。
 - 弊社以外で整備した部分に関するもの。
 - トヨタ自動車が発行する保証書に記載された取扱い方法以外の使用や不適切な保管によるもの。又、法令及びトヨタが指定する定期点検、日常点検を正しく実施しなかったことに起因するもの。
- メンテナンスパスポート加入の車両が法令に反する改造等がある場合、整備をお断りさせていただく場合があります。
- タイヤ、ブレーキパッド、シュー等の消耗品は装着部品及び運転方法によって個人差が大きい為、メンテナンスパスポートの対象外とさせていただきます。

- メンテナンスパスポートの内容以外の点検やその他の整備に伴う費用(自賠責保険料・重量税・印紙代・車検手続料)等は別途申し受けます。
- 点検・整備の実施日を過ぎてお客様が入庫された場合でも有効期間内であれば同様の整備を実施いたします。

4. 住所変更などのご連絡

点検時期のご案内等の為、ご住所などに変更がありましたら、必ず弊社へご連絡ください。弊社にご連絡頂いた最新の住所に通知致します。

5. 料 金

- メンテナンスパスポート料金はお申し込み時に全額前払いとなります。但しご入庫時、メンテナンスパスポート料金のご入金を確認出来ない場合、入庫をお断りさせて頂く場合がございます。
- 当料金は特別割引料金になっておりますので、その他の割引は適用外とさせていただきます。
- 販売後の料金改定はいたしません。
- 追加付帯整備(部品交換など)は別途料金を申し受けます。
- メンテナンスパスポート未実施分は有効期間内であればお客様の請求により返金致します。
※10%は返金事務手数料とさせていただきます。(円単位四捨五入)

6. 中途解約

- 下記の事由に該当する場合は、お客様のお申し出により中途解約できます。
 - 代替などにより、当パスポートの対象となる車両が無くなったとき。
 - 他府県への転居等により、当社への入庫が困難になったとき。
 - その他、当社がやむを得ないと判断したとき。
- 車両の損傷等によりメンテナンスが不可能となった時、又は当社が定める事項に該当する時は当社により中途解約できます。
- 中途解約の場合は、下記算式により解約金を算出いたしますが、車両代等の未払い分がある場合は、解約金をその支払いの一部に充当させていただきます。
解約金=(バック料金-解約の時点で実施済み整備費用)×90%
※10%は解約事務手数料とさせていただきます。(円単位四捨五入)
- 中途解約の場合はパスポートをご返却願います。

7. 個人情報の利用について

メンテナンスパスポートに加入頂いた時点で、弊社より点検時期や取り扱い商品のご案内に利用させていただきます。予めご了承ください。